

平成 23 年玉村町議会第 3 回臨時会会議録第 1 号

平成 23 年 10 月 27 日 (木曜日)

議事日程 第 1 号

平成 23 年 10 月 27 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第 44 号 平成 23 年度玉村町一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 日程第 4 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
 - 日程第 5 選挙管理委員及び補充員の選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 44 号 平成 23 年度玉村町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 4 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長の辞職について

議長の選挙

副議長の辞職について

副議長の選挙

議席の一部変更

常任委員会委員の選任

議長の常任委員会委員辞任の件

議会運営委員会委員の選任

特別委員会委員の選任

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 笠原 則孝 君 | 2番 | 石内 國雄 君 |
| 3番 | 原 幹雄 君 | 4番 | 柳沢 浩一 君 |
| 5番 | 齊藤 嘉和 君 | 6番 | 筑井 あけみ 君 |
| 7番 | 備前島 久仁子 君 | 8番 | 島田 榮一 君 |
| 9番 | 町田 宗宏 君 | 10番 | 川端 宏和 君 |
| 11番 | 村田 安男 君 | 12番 | 高橋 茂樹 君 |
| 13番 | 浅見 武志 君 | 14番 | 石川 眞男 君 |
| 15番 | 三友 美恵子 君 | 16番 | 宇津木 治宣 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 貫井 孝道 君 | 副 町 長 | 横堀 憲司 君 |
| 教 育 長 | 新井 道憲 君 | 総務課長 | 重田 正典 君 |
| 経営企画課長 | 金田 邦夫 君 | 税務課長 | 月田 昌秀 君 |
| 健康福祉課長 | 小林 訓 君 | 子ども育成課長 | 筑井 俊光 君 |
| 住 民 課 長 | 井野 成美 君 | 生活環境安全課長 | 高橋 雅之 君 |
| 経済産業課長 | 高井 弘仁 君 | 都市建設課長 | 新井 淳一 君 |
| 上下水道課長 | 原 幸弘 君 | 会計管理者兼会計課長 | 松浦 好一 君 |
| 学校教育課長 | 大島 俊秀 君 | 生涯学習課長 | 川端 秀信 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤 千尋 | 局長補佐 | 石関 清貴 |
| 主 査 | 関根 聡子 | | |

議長あいさつ

議長(宇津木治宣君) おはようございます。平成23年玉村町議会第3回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さわやかな秋晴れが続くきょうこのごろですが、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただき、まことにご苦労さまです。

月日のたつのは早いもので、一般選挙後の初議会が開かれ、本日で2年が経過しました。

思い返すに、議長就任以来この間、玉村町議会の運営が滞りなく行えましたことは、議員並びに執行の皆様のご支援、ご協力のたまものと心から感謝するところであります。

私も、これまでの2年間の経験を今後の議員活動、また行政運営のあり方を監視する等、一議員としての任務を全うしていきたいと考えております。

さて、本日の会議も円滑に進行できますよう特段のご協力をお願い申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

○開会・開議

午前9時開会・開議

議長(宇津木治宣君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年玉村町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 会議録署名議員の指名

議長(宇津木治宣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第120条の規定により、6番筑井あけみ議員、7番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。

○日程第2 会期の決定

議長(宇津木治宣君) 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る10月24日、議会運営委員会を開催し審査しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長(齊藤嘉和君) おはようございます。平成23年玉村町議会第3回臨時会が開催されるに当たり、10月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事

日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、既にお手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、一般会計の補正予算に関する議案等2議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成23年玉村町議会第3回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

○日程第3 議案第44号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

議長（宇津木治宣君） 日程第3、議案第44号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。議案の説明を申し上げます。

議案第44号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,568万円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億1,103万4,000円とさせていただくものでございます。

補正内容につきましては、議会本会議場の音響システムの故障に伴う入れかえや法人町民税還付金の不足に伴う追加、勤労者センターの雨漏りや改修、台風12号の影響により被害を受けた藤川地内農業用水路の改修でございます。

また、住宅リフォーム支援事業については、その申請件数が大きく伸びていることから、その補助金を追加するものでございます。

なお、これらの補正財源につきましては、前年度繰越金を予定しております。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 勤労者センターの雨漏りの件でお尋ねしたいのですけれども、これ1,000万円ほど予算がついているのですけれども、当分使ってもよいということで、これはいつぐらいまで使う予定でいるのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 勤労者センターを使用できる期限についてということだと思います。平成19年のときに、JAと用地のほうを勤労者センターの敷地の部分で交換をしまして、おおむね5年間でJAのほうに借りている部分をお返しするというので、平成23年度が一応そのときの約束ではJAのほうに引き渡すということになっておりましたけれども、以前から話し合いのほうはしていたのですけれども、ことしの8月に話したところによりますと、当分の間は役場のほうで使用していてもいいですよというのをJAのほうと話し合いの結果、決まっております。その期限について、いつまでというしっかりした期限ではありませんけれども、当分の間は使ってもらって結構ですよということになっておりますので、そういうことで承知おき願いたいというふうに思います。

議長（宇津木治宣君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 勤労者センターは雨漏りがするということですが、全体的に非常に老朽化しております。トイレにしても、洗面所の水道もなかなか水が出ないということもありまして、非常に雨漏りだけの修理だけで、果たして今後何年もたせていくのか。また、以前ありましたように福祉会館の建設、それは一体どうなってしまったのか伺いたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 福祉会館ということで、私のほうからお話するのちょっとと思いますけれども、全体的なJAと玉村町との土地の交換に絡みましてお話し申し上げますと、福祉会館といいますか、総合的な役場の施設をこれからも庁内全体のほうでいろいろ議論していきまして、福祉に限らずどんなものかというのを検討していくというふうに私は考えております。

いずれにしても、今JAのほうの支所統合が論じられているというところでありまして、そちらのほうがある程度の決着といいますか、場所とか、今現在のたまむら支店の中に建てるのか、それとも外に行くのか、その辺がある程度JAのほうで決まらないことには、そちらのほうの福祉会館とおっしゃいましたけれども、総合的な建物の建設のほうもなかなか具体的な話し合いができないということもありますので、そちらのほうを今待っているところであります。

それから、勤労者センターのほうの施設が老朽化しているということではありますけれども、今言

ったような23年度までに引き渡すという話がありましたので、少し足踏みしていた状況もありますけれども、その辺は十分我々も承知しておりますので、水回り、一番ひどいのは今雨漏りがすごく大変な状況にありますので、その辺を直した後、全体的な改修もどこまでやっていくのかというのをこれからじっくり考えていきたいというふうに思っております。

議長（宇津木治宣君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 町長にお尋ねしたいのですが、福社会館の件は……

議長（宇津木治宣君） 備前島議員、ちょっと待ってください。福社会館の話は議題と外れますので、そこまでいってしまうと。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） はい、わかりました。

では、町長にお尋ねしたいのですが、今回1,000万円ついていますが、当分の間はこのような修理をしながら勤労者センターを使っていくということなののでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今回修理をするということは、JAのほうとの話の中で、当分の間町が使って結構だということで修理をとということになりました。非常に利用率が高いのです。高いので、住民の皆さんが大変あそこの勤労者センターを有効に使っていただいておりますので、このような形で、今水回りの話もありましたけれども、勤労者センターを改修した中で使っていただくかなと考えております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今の勤労者センターの関係なのですが、当分の間というのが非常に不安なのです。話し合いで、例えば何年ぐらいという意向、胸算用というか、そういうのが取り交わされているのかどうか。

それから、改修工事をしますとそれだけ建物がもつというわけですので、今町長のほうで当分の間ということなのですが、どのぐらいは使っていききたいなという思いがあるのか。また、その賃貸の関係も出てくると思うので、やっぱり期限とか、そういうのははっきりしたところで行政のほうでやらなければいけないのではないかなと思うのですが、その当分の間をはっきりさせていただきたいということと、JAとのやりとりの中で、例えば契約書まではいってなくても覚書とか、そういうものは交わしてあるのかどうか、その辺をちょっと確認したいのです。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） JAと役場ということで、非常に信頼関係が高い相手でございます。ですから、石内議員さんが言うとおり契約をちゃんとして何年までというの、これも一つの方法でございますし、我々とすれば当時5年といったときには、支所統合という話がまだなかったわけでございます。その後、JAのほうで支所統合をするという話が出まして、それになりますと今のJAのたまむら支所の一部が、ある意味においてはあそこにJAが集中する可能性もありますし、反対に集送センターのほうにJAが行きますと、あそこがすっかりあくという可能性もあるということで、あいた場合はどうするかという話がありました。以前、井田町長のときに、町のほうであの部をすべて購入したいという話で、一応JAのほうもそれは結構ですという覚書までできておりますので、そういう状況になった場合は、我々とすればJAの敷地一部を町で、たまむら支所のある部を、今支店というのですね、たまむら支所のある部を町が購入して、町有資産として活用したいという予定もありました。

そういうものの中で、JAの支所統合が非常におくれておまして、この見通しが立たないわけなので、なかなかJAのほうもはっきりした態度を出さないと。斎場につきましては、駐車場が現在、町の役場の駐車場を斎場の駐車場として、あいているときは常に使っていて結構だということで使っております。役場の駐車場があるということで、非常にJAの斎場についても駐車場に不便はしていない、不足をしていないということでできておりますので、JAとすれば役場の駐車場を借りるということと勤労者センターをそのまま役場で使っていて結構だということで、相互取引みたいな形で今なっていますけれども、今後JAとの中で、今言われたように何年くらいというのをちゃんと契約書に入れるかということをもた検討していきたいと思っております。ただ、非常にJAも町に協力的でありまして、町も、我々もJAに対しては玉村町の今までのずっとの長年の慣行の中で、JAと町というのが一体を持っているというような状況にあるということは、今後も続けていっていきなとと考えております。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） JAとの信頼関係が高いというのは非常に結構なことなのですが、いろんな使用の関係とか貸借の関係といったときには、やはり期限とか、そういうのは更新をすることができるわけなので、契約とかそういうのははっきりしたところで、その都度暫時検討していくというのが大事なことではないかなと思うのです。信頼関係があるから、当分の間がうにやうにやうにやうというわけでは、まずいのではないかなと思います。

それから、賃貸の料とか、そういうものは駐車場の関係とでパートナーになっているので、特に発生していないということだと思っておりますが、これから町の施設の運用を考えたときには、やはりしっかり期限とか、そういうものを明確にした上で、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、いかが

ですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） その趣旨は十分理解しております。そうやってきちっと契約をするということとは大事でございますし、またお互いに信頼関係で取引をしていくということもまた大事であるということで、その辺のバランスを考えながら今後進んでいく予定でございますので、ご理解していただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 信頼関係というのは、おなかとか気持ちだけではなくて、腹の内ということだけではなくて、やっぱり文書とか、そういうのでしっかり契約をした上で信頼関係を築くというのが社会の常識ではないかと思っています。まして行政の運用であれば、それが常識かなと思いますので、ぜひ明文化した形で暫時検討していくようにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 要望でいいですか。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） はい。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑は。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 石内議員の意見に全く同意なのです。私的なものであれば、お互いに長年つき合っていて兄弟のようなものだから、まあいいよと、当分の間でいいと、こう言えるのだと思いますけれども、これは公的なものです。したがって、公的なものはしっかりした文書を整えて契約をして、文書をもってやるべきだと思うのです。ましてや、これは1,000万円もかけるわけですから、これが来年もういいよと言われたら1,000万円無駄になってしまうのではないかと思うのです。したがって、何年間はこれを町のほうで使うのだという最低限の年間ぐらいは明記をして賃貸契約をすべきだと、このように思うのですが、町長いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今石内議員さんに答えたとおりで、そのような形で検討していきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 石内議員に答えたとおりだと言いますけれども、石内議員は本当ははっきりした回答をもらいたいのだと思うのです。しかし、遠慮してそう言ったと私は理解しておりますが、町の町民の税金から1,000万円使うのですから、信頼関係があるのだから当分の間でご理解願いたいと言ったって、町民の全員がそれでいいよと簡単には言わないのだと思うのです。そこら辺のところをぜひ考慮してやっていてもらいたい。もう一回お聞きします。町長いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 世の中というのは、信頼関係というのは大変大事でございまして、新しい賃貸借ということであれば、これはそういうことは十分に考えなくてはいけない、やらなくてはいけないと私は思っております。その中で、JAと玉村町という何十年というつき合いの中での信頼関係でございまして、さっき石内議員に答えたとおり契約も大事でございまして、そういう面も考慮に入れた中で今後検討していくということでご理解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 私は、ちょっと藤川の農業用水の、さきの大雨であそこが漏水があつてというか、配管が破損して水が送られなくなったということで、何とか応急の処置ですぐに復旧できるような状況だったわけですが、まあまあ今回は何とか間に合ったかなというふうな気がするのですが、農家の多くの皆さんは、ちょうど水が最も必要な時期ですから、10日あるいは15日というふうな大がかりな工事を必要とするほどの破損状況になると、その作柄に大きな影響が出てしまうということで1点確認をしておきたいのですが、今は強化プラスチックというか、樹脂というか、名称はよくわかりませんが、そういうのが下に埋まって、その管を通して用水が来ているわけです。これ金額的に見て、工事方法が今までの従来と変わるような、変わった恒久的な措置をとるような、それほどの工事というふうな感はしないのですが、その点壊れたものを取りかえるだけなのか、若干工事の状況について様子を聞かせてほしいというふうに思います。

議長（宇津木治宣君） 新井都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 現在あの箇所は鉄管が布設されておまして、これを全部コンクリート管に布設がえをして復旧したいと思っております。

台風12号による影響で大分傷んだのですが、その関係についてはすぐに応急処置としてしておりますけれども、この予算を通していただいたならば、手続を踏んで早期発注、早期完成をしていきたいと思っております。大体工事の延長は、約50メートルを予定しております。

議長（宇津木治宣君） 柳沢議員。

〔 4 番 柳沢浩一君発言 〕

4 番（柳沢浩一君） そうしますと、何と言いましたか、その地下に埋まっている配管。

〔 「鉄管」の声あり 〕

4 番（柳沢浩一君） いずれにしても 50メートルの部分についてだけ、いわゆるコンクリートにすると。そうすると、まだその部分は相当残っていますよね。そうしますと、今後の問題としてそれらについても恒久的な対応をしていただくということが必要になってくるのではないかなというふうに私も思うのですが、どういう状況で管が破損をしたのかというのは、私はよくわかりませんが、いずれにしても破損をしたという状況については、やっぱり何らかの弱さというか、もろさというか、そういうものがあるわけですから、その 50メートル部分についてだけ直すということだと、恒久的なあの部分に対する全面的な対応ということにはならないわけですし、今回はこういうことで、とりあえず壊れた部分について直していただくということですが、将来的には全面的な、恒久的なそういう対応も視野に入れた考え方をしていただきたいというふうをお願いしたいと思うのですが、一言だけ。

議長（宇津木治宣君） 新井課長。

〔 都市建設課長 新井淳一君発言 〕

都市建設課長（新井淳一君） その辺につきましては、柳沢議員が申し上げたとおり今後は順次対応して、農民といいますか、農家の方々に迷惑がかからないように対応していきたいと、こう思っております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 番笠原則孝議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） ちょっと単純な話で申しわけないのですが、還付の件なのですが、一応 800万円という非常に大きい数字が出ているのですが、だれもが企業名を出していないということなので、これだけのものをやはり今までずっと納めてきたところであるのであれば、敬意を表するということなく、一応どんな企業だかということをやっと、やはり住民のあれとしては知りたいのではないかとと思うので、ひとつ差し支えなければ公表願いたいということなのですが。

議長（宇津木治宣君） 月田税務課長。

〔 税務課長 月田昌秀君発言 〕

税務課長（月田昌秀君） お答えします。

具体的な会社名については個人情報ということもありますので、控えさせていただきたいと思いますが、内容につきましては、この間全協で説明しましたように前年の確定税額を基礎として予定納付をして 800万円ということでありましたが、突然経営がどうのということではございませんで、突然かどうかわかりませんが、役員の改選等があったようで、その退職金の問題で特別控除が発生した

というような状況だと伺っております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

1 番（笠原則孝君） 今度はリフォームの件なのですが、一応これリフォームで600万円ほど上がっているのですが、これは期限のほうはいかなることで切られるのでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） このリフォームに関します条例のほうは、ことしの6月の議会で可決されて、約3年間ということでございます。平成25年度まで、26年の3月31日までに申請のあったものに対して交付するということになっております。

議長（宇津木治宣君） 1 番笠原則孝議員。

〔1 番 笠原則孝君発言〕

1 番（笠原則孝君） では、大分安心しましたので、何しろ工事のほうは手がつかずという場合もありますので、一応それも聞かれましたので、それだったら見積もりだけでも入れておけばいいのではないかなということなのですが、そういうこともなく、では25年度いっぱいまでの申請であれば受け付けると解釈してよろしいのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 条例の中に、予算の範囲内においてということがありますので、足りない場合は補正予算を上程しますが、それが可決されればこの年まで大丈夫だということでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第４ 同意第４号 教育委員会委員の任命について

議長（宇津木治宣君） 日程第４、同意第４号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第４号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

現在の教育委員会委員長であります木村哲男氏が、１１月１日をもちまして任期満了となります。木村様には、この４年間、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、町の発展に寄与されましたこと、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

このため、本案は木村氏の後任に玉村町大字上新田４１９番地にお住まいの滝口健一様を任命いたしたく、ご提案をさせていただくものでございます。

滝口様の経歴につきましては、昭和４８年に中央大学経済学部を卒業、同年４月に群馬県に奉職、地方課、企画課課長補佐、藤岡行政事務所部長、消防防災課長、中部県民局長などの要職を歴任されました。平成２２年３月に群馬県を定年退職され、現在は武尊山観光株式会社常務取締役として勤務をされております。

この間町での活動は、平成８年度に南中学校ＰＴＡ会長、玉村町ＰＴＡ連絡協議会会長、１４年度から２２年度まで実に９年もの間、青少年育成推進協議会委員を歴任され、１７年からは玉村小学校評議員としても６年間お務めをいただきました。児童生徒の教育や青少年の健全育成に多大な貢献をされております。

滝口さんは、玉村の子供は明るく素直で、玉村の子供たちのよさをもっともっと伸ばすお手伝いをしたいという考えをお持ちであります。人格、知識、経歴から見ましても、教育委員として適任であると思われましますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前9時33分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

教育委員会委員あいさつ

議長（宇津木治宣君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました滝口健一さんが見えておりますので、ごあいさつをいただきます。

〔教育委員会委員 滝口健一君登壇〕

教育委員会委員（滝口健一君） おはようございます。議会の皆様方の温かいご賛同を得まして、教育委員に就任することになりました上新田の滝口健一でございます。ご同意いただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

私は、群馬県職員を勤務する傍ら、PTAとか学校の評議員で玉村の子供たちをずっと見てまいりました。玉村の子供たちは、ただの田舎町の子ではありませんし、大都会の子供のようにすれてもいません。伸びやかで、明るく素直で、本当にいい子供たちだなと感じています。これは、先生方のご尽力、あとは議会の皆様をはじめ多くの皆様のご理解、ご協力、そして玉村町の教育の長い伝統があるのではないかと感じております。私は、こういうすばらしい玉村の子供たちが次の時代の日本を担う立派な人に成長するよう微力を尽くしてまいります。

今後とも格段のご享受、ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、言葉は整いませんが、お礼のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（宇津木治宣君） 滝口さんには、教育委員として玉村町教育行政のために大いに活躍されますようご祈念申し上げます。本日はまことにご苦勞さまでした。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時35分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（宇津木治宣君） 日程第5、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、猪野迪正さん、青野隆司さん、杉澤稔さん、片亀歳晴さん、以上4名の方を指名するというものであります。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました猪野迪正さん、青野隆司さん、杉澤稔さん、片亀歳晴さん、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、川端孟さん、春原武さん、高橋功さん、関口隆治さん、以上の方々を指名するというものです。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました川端孟さん、春原武さん、高橋功さん、関口隆治さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰り上げ順序についてお諮りいたします。

選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰り上げ順序は、欠員を生じた委員の選出地区を優先するものとする。

さらに、欠員を生じたときには、名簿記載順とし、ただいま議長が指名した順序にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰り上げ順序は、欠員を生じた委員の選出地区を優先するものとする。

さらに、欠員を生じたときには、お手元にあります名簿記載順とすることに決定いたしました。

議長（宇津木治宣君） 暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

副議長（三友美恵子君） 再開いたします。

日程の追加について

副議長（三友美恵子君） ただいま宇津木治宣議員から議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職について

副議長（三友美恵子君） 地方自治法第117条の規定に基づき、宇津木治宣議員の退場を求めます。

〔議長 宇津木治宣君退場〕

副議長（三友美恵子君） 辞職願を朗読してもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 佐藤千尋君発言〕

議会事務局長（佐藤千尋君） それでは、朗読させていただきます。

平成23年10月27日、玉村町議会副議長三友美恵子様。玉村町議会議長宇津木治宣。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

副議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

宇津木治宣議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、宇津木治宣議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

宇津木治宣議員の入場を求めます。

〔16番 宇津木治宣君入場〕

副議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前9時40分休憩

午前9時41分再開

副議長（三友美恵子君） 再開いたします。

日程の追加について

副議長（三友美恵子君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前9時42分休憩

午前9時57分再開

副議長（三友美恵子君） 再開いたします。

議長の選挙

副議長（三友美恵子君） 選挙は投票により行います。

これより投票のための準備をしてもらいます。

投票の準備ができましたので、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番笠原則孝議員及び2番石内國雄議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に笠原則孝議員及び石内國雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（三友美恵子君） 確認のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（三友美恵子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔議会議務局長氏名点呼、各議員投票〕

副議長（三友美恵子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（三友美恵子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。笠原則孝議員及び石内國雄議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票、投票点検〕

副議長（三友美恵子君） 選挙の結果を報告いたします。

| | |
|---------|-----|
| 投票総数 | 16票 |
| 有効投票 | 16票 |
| 無効投票 | 0票 |
| 有効投票のうち | |
| 浅見武志議員 | 15票 |
| 町田宗宏議員 | 1票 |

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1、つまり4票であります。

したがって、浅見武志議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（三友美恵子君） ただいま議長に当選されました浅見武志議員が議長におられますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

浅見武志議員、議長就任のあいさつをお願いします。

〔13番 浅見武志君登壇〕

13番（浅見武志君） ただいま議長選挙におきまして議員の皆様のご推挙をいただき、議長の要職に就任することになりました。身に余る光栄と存じておりますとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。

また、未熟者であります。職務執行のため、誠心誠意務める覚悟でございます。議会運営につきましては、議員各位が活発な活動ができるように心がけてまいります。厳しい財政状況の中、多様化する住民の要望にこたえ、質の高い住民サービスを提供するために創意工夫を重ねていかなければならないと考えております。

関係各位のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、就任のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（三友美恵子君） 浅見武志議長、議長席へ着席願います。

副議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

日程の追加について

議長（浅見武志君） ただいま三友美恵子議員から、副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長の辞職について

議長（浅見武志君） 地方自治法第117条の規定に基づき、三友美恵子議員の退場を求めます。

〔副議長 三友美恵子君退場〕

議長（浅見武志君） 辞職願を朗読してもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 佐藤千尋君発言〕

議会事務局長（佐藤千尋君） それでは、朗読いたします。

平成23年10月27日、玉村町議会議長浅見武志様。玉村町議会副議長三友美恵子。

辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

三友美恵子議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、三友美恵子議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました

三友美恵子議員の入場を求めます。

〔15番 三友美恵子君入場〕

日程の追加について

議長（浅見武志君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長（浅見武志君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時22分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

副議長の選挙

議長（浅見武志君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

投票のための準備をしてもらいます。

投票の準備ができましたので、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番原幹雄議員及び4番柳沢浩一議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に原幹雄議員及び柳沢浩一議員を指名したいと思います。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（浅見武志君） 確認のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（浅見武志君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔議会議務局長氏名点呼、各議員投票〕

議長（浅見武志君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。原幹雄議員及び柳沢浩一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票、投票点検〕

議長（浅見武志君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

島田榮一議員 14票

笠原則孝議員 1票

原 幹雄議員 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1、つまり4票であります。

したがって、島田榮一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（浅見武志君） ただいま副議長に当選されました島田榮一議員が議場におられますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

島田榮一議員、副議長就任のあいさつをお願いいたします。

〔8番 島田榮一君登壇〕

8番（島田榮一君） ただいま副議長に就任いたしました島田榮一でございます。重責に身の引き締まる思いであります。議長をしっかり支え、議会の円滑なる運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前10時50分より再開いたします。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議席の一部変更

議長（浅見武志君） 議席の一部変更を議題といたします。

お諮りいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、玉村町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長の選挙に伴い玉村町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりでございます。

その議席番号及び名前を事務局長に朗読してもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 佐藤千尋君発言〕

議会事務局長（佐藤千尋君） それでは、変更のあったところの朗読をさせていただきます。

8番三友美恵子議員、13番宇津木治宣議員、15番島田榮一議員、16番浅見武志議員。

以上です。

議長（浅見武志君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時18分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

常任委員会委員の選任

議長（浅見武志君） 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により

石内 國 雄 議員 柳 沢 浩 一 議員 筑 井 あけみ 議員

町 田 宗 宏 議員 高 橋 茂 樹 議員 浅 見 武 志 議員

以上6名を総務常任委員に

笠 原 則 孝 議員 齊 藤 嘉 和 議員 川 端 宏 和 議員

宇津木 治 宣 議員 島 田 榮 一 議員

以上 5 名を経済建設常任委員に

原 幹 雄 議員 備前島 久仁子 議員 三 友 美恵子 議員

村 田 安 男 議員 石 川 眞 男 議員

以上 5 名を文教福祉常任委員にそれぞれ任命したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

議長（浅見武志君） 暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 1 9 分休憩

午前 1 1 時 4 2 分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長の常任委員会委員辞任の件

議長（浅見武志君） 議長の常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、私の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により退場いたします。

暫時休憩いたします。

〔議長 浅見武志君退場〕

午前 1 1 時 4 3 分休憩

午前 1 1 時 4 3 分再開

副議長（島田榮一君） 再開いたします。

副議長（島田榮一君） ただいま浅見議長から議会運営に専念したいという理由により、総務常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は議長からの申し出のとおり、総務常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（島田榮一君） ご異議なしと認めます。

したがって、浅見議長の総務常任委員の辞任を許可することに決定しました。

浅見議長の入場を求めます。

〔議長 浅見武志君入場〕

副議長（島田榮一君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分休憩

午前 11 時 44 分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

議長（浅見武志君） 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、玉村町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により

| | | |
|--------|---------|---------|
| 高橋茂樹議員 | 筑井あけみ議員 | 宇津木治宣議員 |
| 齊藤嘉和議員 | 三友美恵子議員 | 原幹雄議員 |

以上 6 名を議会運営委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 6 名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

特別委員会委員の選任

議長（浅見武志君） 特別委員会委員の選任を行います。

本件については、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任については、玉村町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により

| | | |
|--------|--------|--------|
| 柳沢浩一議員 | 石内國雄議員 | 川端宏和議員 |
| 笠原則孝議員 | 石川眞男議員 | 村田安男議員 |

以上 6 名を議会広報特別委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

議長（浅見武志君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後0時2分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果報告

議長（浅見武志君） 各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

玉村町議会委員会条例第7条第2項の規定により、互選の結果、総務常任委員会委員長に柳沢浩一議員、副委員長に高橋茂樹議員、経済建設常任委員会委員長に川端宏和議員、副委員長に笠原則孝議員、文教福祉常任委員会委員長に備前島久仁子議員、副委員長に原幹雄議員、議会運営委員会委員長に筑井あけみ議員、副委員長に原幹雄議員、議会広報特別委員会委員長に村田安男議員、副委員長に石内國雄議員、以上のように決定いたしましたので、報告いたします。

○字句等整理委任について

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長あいさつ

議長（浅見武志君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成23年第3回臨時会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年10月にご当選されて以来2カ年を経過し、任期の折り返し地点に立ちました。この臨時会で、正副議長並びに各常任委員会委員の改選が行われ、いよいよ任期後半に向けての体制が整った次第でございます。浅見武志議長並びに島田榮一副議長におかれましては、卓越したリーダーシップを十分に発揮され、円滑な議会運営を図られますようご期待申し上げるとともに、ご活躍をご祈念いたします。

また、退任されました宇津木治宣前議長並びに三友美恵子前副議長におかれましては、2年間本当にお疲れさまでした。おかげさまをもちまして、議会と執行ともども行政の大きな成果が上げられました。厚く御礼を申し上げます。今後も議員活動でのさらなるご活躍をご期待申し上げます。

さて、行政が抱える課題は多種、多岐にわたっております。これら多くの行政課題に対応するためには、執行と議会が心を一つにしていくことが必要不可欠でございます。今後ともよろしくご指導とご協力のほどをお願い申し上げます。

これから寒くなってまいります。議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○閉 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。長時間にわたりご審議いただき、ご苦労さまでした。

本日の臨時会でそれぞれの委員会等の改選が行われたわけではありますが、今後の2年間、心新たに皆様とともに議会活動に精進してまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、平成23年玉村町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時7分閉会